

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月2日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

蕪竹 敏治

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 3 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構との貸借)
議案第 3 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	皆さん、おはようございます。 最初に、4月1日の人事異動に伴う事務局長の交代の報告があります。
事務局	(人事異動に伴う事務局長紹介)
議長	それでは、ただいまから第10回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員が10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、3番の川下委員と4番の川崎委員よろしくお願ひします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第31号5件、議案第32号3件、議案第33号2件、議案第34号2件となっています。 それでは引き続き報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を6件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告説明)
議長	事務局の報告が終わりました。

<p>議長</p>	<p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見ないようなので、報告第1号1番から6番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案31号1番、2番および協議第1号農地等形状変更届についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>市丸委員</p>	<p>報告をいたします。</p> <p>3月30日に、浦田推進委員と本人確認と現地確認に行つて参りました。</p> <p>現地の方にですね、〇〇さん、そして、〇〇さんの方からは、〇〇さんの奥さんが現地の方に来ていただきました。</p> <p>それで、〇〇さんから〇〇さんの方に所有権移転とするということで確認を取りました。</p> <p>該当の土地は、実際行ったところ、間違いありませんでした。</p> <p>該当の土地は、〇〇さんの農地を通らないと利用ができないため、この土地を利用するためには、必要ということで、ここを購入をされておられます。</p> <p>そして、対価が40万ということで確認しています。</p>

	<p>あと、近隣の土地に牛を飼っておられますので、今回購入の土地は、牧草を作るという予定であるということでした。</p> <p>あと〇〇さんのところも30日に一緒に来ていただきました。</p> <p>〇〇さんのところも所有権移転ということで、確認を取りました。</p> <p>対価が1反あたり43万となっていて、ちょっと高いんじゃないかと思って、確認したところ、金額の半分はみかん代、あと半分は、今までの管理費用ということで〇〇さんが言われました。</p> <p>それと、ここも、牧草を作るという計画ですということでした。</p> <p>次の形状変更ですけれども、高低差があるので高い所を切土して、低いところに切った土を盛土して他の農地と同じ高さにするという計画です。</p> <p>以上です。</p>
<p>浦田推進 委員 議長</p>	<p>市丸委員が今言われた通りです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第31号1番、2番及び協議事項第1号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>大岡推進 委員</p>	<p>形状変更のところで、里道があると思うんですが、切土をする際は、里道から1、2メートル程度余裕を持たせて切土してもらうように指導をしてもらえばと思います。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういう指導をしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第31号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第31号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、協議第1号1番について、周辺農地へ障害をきたさない形状変更と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって1番について追加の指導等は実施いたしません。 続きまして議案第31号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>それでは報告いたします。 ここの調査は、30日に確認に行ってきました。 譲渡人の〇〇さんは、耳が遠いということで、電話をかけても取られないということで譲受人の〇〇さんの方から聞きましたので、いつもやり取りをしておられます姪子さんに電話してくださいということで、電話をいたしました。 今回の〇〇さんの農地を〇〇さんに所有権移転ということで間違いないでしょうかと確認したところ、聞いておりますということでした。 〇〇さん本人に、農業委員から電話あったということをお伝えくださいということで確認を取りました。 対価につきましては、〇〇さんがここに土地があることを知らなかったそうで、税金もかかっていなかったそうです。 それで、〇〇さんが、もうお金はいらないということでした。</p>

	<p>現地の方は、荒れている状態です。</p> <p>ここは、10年くらい前にJAに貸していたそうです。</p> <p>研修とかで使っていたそうですが、担当者が変わってから使われなくなって、農地に程遠い状態になってしまったということでした。</p> <p>ここを買った後、何をするのかということ聞いたんですけど、この方は年間の半分ぐらいはアメリカ生活で、1年の半分くらいしか日本にいないそうです。</p> <p>この方は、自然農法に興味があるということで、木を切ってから、何を植えるか、まだ決まっていないということでした。</p> <p>ご主人の方も仕事がエンターテイメント関係ということで、今後はしませんということでした。</p> <p>国際的な人でありましたので、頑張っていたきたいなと思って帰りました。以上です。</p>
<p>浦田推進 委員 議長</p>	<p>特にありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第31号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	報告します。 30日に大岡推進委員と、〇〇さんと確認をしております。 〇〇さんにつきましては、遠方にお住まいで電話確認のみでしております。 現場は、早くから岩永さんに管理をしてもらっていて、自分たちも、ここは管理も耕作もできないということで、早く名義変更をしたかったが、そのままにしていたということで、話を聞いています。 その中で、土地の確認をさせていただいて、間違いないということで確認をしています。以上です。
大岡推進委員	先ほど中島委員さんが言われた通りです。
中島委員	ひとつ言い忘れました。対価については、お互いの合意のもとに、特に、〇〇さんがもう管理もできないので、贈与でということで渡されたということです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、4番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第31号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	<p>この件について、30日に、大岡推進委員、〇〇さん、それから〇〇さんとその従業員さんと現場確認等をしました。</p> <p>その中で、農地の明細で、大峰6894-2と大峰6897-2の2筆については、別の方が耕作をされているということで、4筆とおっしゃいました。</p> <p>〇〇さんについては、今回のことは、〇〇さんにすべて任せているということをおっしゃいました。</p> <p>そういうことで、その2筆で7畝くらいあるので、1反5千円で借りることになっていたのですが、金額が変わりますねと、お互いに言われて、それについては、双方で話をしてくださいということで説明をしました。</p> <p>それと、中には、木が枯れかけたりしているところがあったので、それについてはちゃんと捕植をして、しっかり管理をしますということをおっしゃいましたので、それではよろしくおっしゃいますということで伝えました。</p> <p>以上です。</p>
大岡推進委員	先ほど中島委員さんが言われた通りですが、賃借期間が5年ということでしたけれども、できればもう少し長く作ってもらいたいという話もしております。以上です。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
事務局	今回、委員の現地調査にて2筆は賃借権の設定はしないということで、4筆分を許可するというので審議いただければと思います。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決を取ります。</p> <p>議案第31号5番について、大峰6917、大峰6919、大峰6920-1、大峰6920-2の4筆について、申請内容に問題がないと判断され</p>

議長	<p>る方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は4筆分について認められました。 続きまして、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権および使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第32号1番と2番は、賃貸人が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>報告します。 〇〇さん、〇〇さん、内田推進委員と私と4人で現地確認をしました。 貸手の〇〇さんには、私が何回か連絡したんですけど、連絡がつかなくて、賃借権の再設定ということなので、現地を見たら分かるだろうと思って、現地を確認して参りました。 ここは、キューイフルーツが植えてあって、手が行き届いていて綺麗にしてありました。以上です。</p>
内田推進委員	<p>〇〇さんと〇〇さんということで、先ほど川崎委員が言われたように、管理ができておまして、双方納得の上で、賃借料についても、それでいいと</p>

議長	<p>ということでした。また、5年間延長しますということでした。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第32号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第32号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>28日に、〇〇さんのお父さん、〇〇さん、それと池田推進委員の4名で現地確認を行っております。</p> <p>設定期間が、前回10年で、今回5年になってますけども、〇〇さんの方が、年齢がちょっとどうかという話が出たらしくて、今回は5年ということで申請されたということでした。</p>

	<p>それと、周辺の田も借りられていて、ここ一帯を耕作されているという状況です。以上です。</p>
<p>池田推進 委員 議長</p>	<p>引き続き、〇〇さんが耕作されるそうです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第32号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第33号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、内田推進委員から調査報告をお願いします。
内田推進委員	説明をします。 〇〇くんは新規就農者です。29日に福江委員が本人と確認をしました。お互いに納得して契約を結んでいると確認しています。 〇〇くんは、耕作してもらえれば良いということで、使用貸借権設定になっているということです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第33号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案33号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第33号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化促進法による所有権移転）について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎農業委員及び市丸農業委員から補足の説明はありませんか。
川崎委員	何ら問題ないと思います。以上です。
市丸委員	次には、形状変更の申請をされると思います。以上です。
議長	それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。 異議なしと認め、議決を取ります。 議案第34号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局より説明を求めます。
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎農業委員及び内田推進委員から補足の説明はありませんか。
川崎委員	若くして頑張ってられますので、応援したいと思います。
内田推進委員	特につけ加えることはありません。
議長	それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第34号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお

議長	<p>願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項、報告事項は全て終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご意見があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第10回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 4 月 2 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 川 下 始

議事録署名者 川 崎 豊 洋